

小矢部市立大谷小学校いじめ防止基本方針

小矢部市立大谷小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り巻く大人一人一人が、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との強い認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校、家庭、地域、教育委員会、その他子供の教育に関わるすべての者が連携し、いじめ根絶を目指す。

本校では、法および「小矢部市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供の絆づくりや居場所づくりに努めるために基本方針を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

① 生徒理解と環境づくり

- ア いじめに関する校内研修を行う。
- イ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ウ 規範意識を醸成し、自律性を育む。
- エ 好ましい学級（学年）集団づくりに努める。
- オ 学校生活のあらゆる機会を捉え、多面的な子供理解に努める。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

- ア 道徳教育及び、体験活動の充実を図る。
- イ 道徳科の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。
- ウ 心の通うコミュニケーション能力の素地を養う。
- エ インターネットの危険性への理解、情報モラルの醸成を計画的に行う。

③ 家庭や地域等との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- イ 保護者懇談会等の機会を利用し、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。
- ウ 「いのちの講演会」「人権講演会」等を実施し、地域の人権擁護委員の話を聞く機会を設ける。
- エ インターネットに接続できる機器を利用する子供の現状や、発達の段階に応じた安全なインターネット利用環境を整える大切さを保護者向け案内や保護者懇談会等で紹介する。

(2) いじめの早期発見

① 日常的な子供理解

ア 教職員は、子供の小さなサインを見逃さないよう日常的な子供理解に努める。

- ・ 学校を休みたがる。遅刻、早退が度々見られる。
- ・ 浮かぬ顔をするなど、いつもと様子が違う。
- ・ 洋服が破れている、汚れている。ボタンが取れている。
- ・ 食欲がない。腹痛を訴える。
- ・ 仲のよかった友達と遊ぼうとしない。
- ・ 「リーダーをやめたい。」と言っている。
- ・ けがをした理由として「自分で転んだ」と言っている。
- ・ 所有物がなくなる。壊れる。隠される。
- ・ 教科書やノート等の所有物に、他者が書いた落書きが見られる。
- ・ 金遣いが荒くなる。親の財布から現金を抜き取る。

イ 授業時間だけでなく、朝の時間、休み時間、給食、清掃の時間等に、子供の様子を観察する。

② 教育相談週間

ア 学期に一度、教育相談週間を設け、個人面談を実施する。

③ アンケート調査

ア 子供に、相談アンケートを実施し、個人面談に役立てる。(年3回)

イ 保護者に、いじめや悩みに関するアンケート調査を行う。(年1回)

④ 相談機能の充実

ア 校内に相談ポストを設置し、子供がいつでも悩みを相談できるようにする。

イ スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、心の相談室を活用する。

(3) いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。

イ いじめられた子供やいじめを知らせた子供の安全を確保する。

ウ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。

エ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童、保護者等から情報を収集し、いじめの事実確認を行う。

オ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

カ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該子供への指導および、その保護者に連絡するとともに、ウェブサイトの管理者やプロバイダー等に削除申請を行うなど、必要な対応を速やかに行う。

キ 警察等の関係機関との連携が必要な場合は、教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

② いじめられた子供及び保護者への支援

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた子供の心のケアや保護者への支援を行う。

イ いじめられた子供が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該子供の見守りを行う。

③ いじめた子供への指導及びその保護者への助言

ア いじめられた子供やその保護者への謝罪、いじめた子供への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。

イ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

ウ いじめの背景やいじめた子供が抱える問題等に目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④ いじめが起きた学級、学年等の集団への指導

ア いじめを学級や学年全体の問題として提起し、観衆、傍観者への適切な指導を行う。

イ いじめられる側の心の痛みを共有することを通して、いじめを許容しない雰囲気を形成し、学級、学年の集団としての秩序を確立する。

(4) いじめの再発防止

① 子供の見守り

- ・ いじめが解決されたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・ 個人面談等を通して、子供の状態を確認する。必要に応じて支援策を修正し、継続して支援を行う。

② 再発防止の取組

- ・ 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・ 道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ・ 必要に応じて、いじめの未然防止、早期発見、対応に関わる体制や取組等の見直しを行い、実践する。

(5) いじめの解消

いじめの解消とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。「解消している状態」に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- ・ 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童等がいじめの行為により心身の苦痛を受けていないと認められること。（被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

(6) 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときについては、「小矢部市いじめ防止基本方針」の「第3」に準じ、対処する。

① 生命心身財産重大事態

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

② 不登校重大事態

- ・ 欠席日数が年間30日の場合
- ・ 一定期間、連続して欠席している場合

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ① 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該子供の学年主任、当該子供の学級担任、養護教諭、その他関係する教職員
- ② 必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー等を追加する。

(2) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ② 教職員の共通理解と意識啓発、研修会の実施。
- ③ 子供や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ④ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ⑤ いじめ事案の調査と対応。